

# 小学校バンドフェスティバル福島県大会実施規定

## 第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は、「全日本小学校バンドフェスティバル福島県大会」という。

(実 施)

第2条 全日本小学校バンドフェスティバル福島県大会(以下、福島県大会)は、福島県吹奏楽連盟に加盟する団体が参加して毎年実施する。

(会場・日時)

第3条 実施会場・日時などの必要事項は、福島県吹奏楽連盟常任理事会(以下、理事会)で決める。

## 第2章 参加資格

(参加資格)

第4条 参加資格は、福島県吹奏楽連盟(以下、福島県吹連)に登録された小学校で、構成メンバーは、当該小学校に在籍している児童とする。なお、複数の小学校による合同バンドを認める。

2 出演者が2つ以上の団体に重複して出場することは、認めない。

(入賞取消)

第5条 参加団体の資格に疑義のある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

## 第3章 演奏・演技

(参加人員)

第6条 参加人員は、自由とする。

(編 成)

第7条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心にしたものを原則とする。また、手具の使用は自由とする。

(出演時間)

第8条 出演時間は、7分以内とする。なお、出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第9条 出演時間が超過した場合は、審査の対象としない。

(出演曲目)

第10条 演奏曲目は自由とする。

(演奏形態)

第11条 演奏形態は、自由とする。

(服 装)

第12条 服装等は、自由とする。

(参加費用)

第13条 参加する費用は、参加団体の負担とする。

(出演順)

第14条 出演順は、出演団体代表者会議で抽選して決める。

## 第4章 審査・表彰

(審 査)

第15条 審査員は、常任理事会で選出し、会長が委嘱する。

2 審査員は、5名とする。

3 審査方法は、別に定める審査内規による。

(表 彰)

第16条 出場団体にトロフィーを贈る。また、表彰は金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

## 第5章 県代表

(県代表)

第17条 東北大会開催日の3週間以前に、福島県大会を開催して、県代表団体を決定して東北吹奏楽連盟に推薦・報告する。

(推薦団体数)

第18条 小学校バンドフェスティバルとマーチングコンテストを通して7団体推薦できる。

2 3年連続して全日本小学校バンドフェスティバルに出場した団体は、次年度東北大会に参加できない。

## 第6章 その他

(共催・後援・協賛)

第19条 福島県大会実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催および後援・協賛団体を持つことができる。

2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第20条 福島県大会実行委員には、福島県吹連事務局と開催支部の役員があたる。

(実施要項)

第21条 その他の開催上の細目については、福島県吹連事務局が定める。

(改定)

第22条 この規定は、理事会の議決により改定することができる。

附 則

この規定は、平成19年 6月 4日より実施する。

## 小学校バンドフェスティバル福島県大会 審査内規

第1条 この内規は、小学校バンドフェスティバル福島県大会実施規定第16条に基づき審査および判定について定めるものである。

第2条 審査員は、「演奏技術」「演奏表現」2項目について、5段階で評価する。

第3条 審査結果の処理は、会長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。

第4条 判定委員会は、審査員の評価に基づき、各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けする。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3：4：3を目安とする。また、県代表選出方法は次の通りとする。

1. 評価を点数に換算し、総合得点の高い団体を代表とする。

2. 1で決着がつかない場合は、審査員の投票で決める。

第5条 第4条による結果は、審査員の了承を得て、会長が賞を決める。

第6条 審査一覧表は、各団体に送る。

第7条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。

附 則

この内規は、平成19年 6月 4日より実施する。

この内規は、平成24年 4月 1日より改定実施する。